

## 「COP22 Side Event: Paris Agreement: Fostering Sustainable Development and Carbon Markets」

### 傍聴報告

2016年11月25日  
一般社団法人海外環境協力センター（OECC）

本傍聴報告は、2016年11月16日～18日にモロッコ・マラケシュで開催された気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：パリ協定：持続可能な成長と炭素市場の育成（“Paris Agreement: Fostering Sustainable Development and Carbon Markets”）
- 日時：2016年11月15日（火）11:00-12:30
- 主催：SUST4IN, Gold Standard
- 会場：Green Zone, Room 5
- プレゼンター（敬称略）：Marcio Viegas: Managing Director, SUST4IN（モデレーター）,

#### <Round table 1>

Ivo Mulder: Economics Advisor, REDD+, UNEP, David Hone: Chief Climate Change Adviser, Shell, Edwin Aalders: Principle Researcher, DNV GL, Verified Carbon Standards, Andrei Marcu: Director, European Roundtable on Climate and Sustainable Transition (ERCST),

#### <Round table 2>

Marion Verles: CEO, Gold Standard, Abd Karmali: Managing Director, Climate Finance, Bank of America Merrill Lynch, Miguel Muñoz: Head of Climate Policies, Iberdrola, A.K. Perumal: Team Lead, Sustainable Development Mechanisms Programme (SDM), UNFCCC

#### ■ 概要

- 以下のトピックに沿って、登壇者による議論が行われた。（Round table 1 と Round table 2 の2部構成でパネリストが入れ替えられた。）
  - パリ協定と SDGs の関係
  - 持続可能な成長：目標として？もしくは緩和と適応に対する障壁として？
  - 持続可能な成長と CDM
  - パリ協定第6条：持続可能な成長メカニズム（SDM）？ 排出削減メカニズム？ CDM 2.0?

➤ パリ協定第 6 条：モダリティーとプロシージャー現時点での見方ー

■ 発表内容（敬称略）

<Round table 1>

1. Marcio Viegas: Managing Director, SUST4IN（モデレーター）

- 2015 年は歴史的な年であり、9 月にはニューヨークで SDGs2030 が、12 月にはパリでパリ協定が採択された。この COP の場ではパリ協定が中心で SDG について多くは語られていないが、両者は深く関係している。SDGs は目標 13 番において気候変動を含んでおり、またパリ協定は前文その他で SDGs に言及している。
- パリ協定の第 6 条において、各国が NDC 目標達成のために市場メカニズムを自主的に活用できることが定められており、特に第 6 条 2 項で定められるメカニズムについては緩和だけでなく「持続可能な成長（Sustainable Development）」にも寄与する仕組みとして言及されている。

2. Ivo Mulder: Economics Advisor, REDD+, UNEP

- パリ協定の第 5 条において REDD+ について言及されている。パリ協定以前は、ボランタリー市場による民間ファイナンスが森林保全や SDGs の目標達成に最重要な役割を果たすだろう／果たしていたと考えていたが、今後は異なるという見方をしている。一つ目に国際的な公的ファイナンスを活用して農業のグリーン化による森林保全の促進が重要な取組であり、二つ目に途上国による国家レベルのファイナンスが挙げられる。これら二つのファイナンスフローの協調が不可欠である。
- 市場メカニズムとの関係で言えば、ICAO の CORSIA において REDD+ によるクレジットの活用を検討していることなどを一例として、外部のイニシアティブが森林保全のファイナンスにポジティブな影響を与えることも期待している。
- （質問：持続可能な成長はどのようにクレジット取引において考慮されると思うか？）  
まず土地利用については、カンクン合意（COP16）において森林管理、社会などに関するセーフガードの枠組みが示されている。またパリ協定第 5 条において、炭素以外のベネフィット（non-carbon benefit）について明記されている。

3. David Hone: Chief Climate Change Adviser, Shell

- シェルは 2013 年に「Mountains and Oceans<sup>1</sup>」という今後 50 年、100 年の社会、経済、エネルギーに関するシナリオを発表している。更に今年行った追加的な発表では、政治、経済などがどのように協調してポジティブな発展ができるかを取り上げている。
- 我々の分析ではネットゼロエミッションは達成可能ではあるが、一方かなりチャレン

<sup>1</sup>NEW LENSES ON THE FUTURE (<http://www.shell.com/energy-and-innovation/the-energy-future/scenarios/new-lenses-on-the-future.html>)

ジングであることを示している。また、必ずしも GHG 排出をゼロにすることは必須ではなく、一部の排出に対して他所の森林保全の促進によりオフセットすることが想定される。

- シェルとしては、パリ協定及び第 6 条による市場メカニズムの活用を喜んで受け入れている。「グローバルなカーボン・プライシング」は低炭素化の促進にとって望ましく、必要不可欠だと考えている。なお言い分ける必要があるが、「グローバルなカーボン・プライス」と言った場合に示す世界的な単一の炭素価格設定は現実的ではないと考える。

#### 4. Edwin Aalders: Principle Researcher, DNV GL, Verified Carbon Standards

- パリ協定第 6 条は、京都議定書下での CDM とは異なり、各国主導で独自の GHG 削減の定量化や検証のルールや方法を定めていくことを明示している。
- パリ協定は気候変動対策のための明確なフレームワークを、SDGs は持続可能な成長を促進するための明確な指標を提供しており、この組合せは目標達成のための強力なガイディングフレームワークとして機能するだろう。将来的には、各国はこの両者をその基礎においてリンクさせるだろうと思う。
- これからは、過去 15 年間の市場メカニズムやクレジットに関する GHG のみを考慮したシンプルな考え方を変えなければならない。第 6 条 2 項の ITMOs においても、相変わらず「unit」という表現を使用しているが、これは必ずしも「ton」とは限らず、他の活動を示すこともできる。各国の SDGs の達成方法やアプローチなどを比較できる統一システムができるだろう。

#### 5. Andrei Marcu: Director, European Roundtable on Climate and Sustainable Transition (ERCST)

- 持続可能な成長が市場メカニズムに考慮されるという点について、パリ協定第 6 条第 4 項についてはクレジットを発行する仕組み（crediting system）であるため分かりやすいが、問題は第 6 条第 2 項において移転（transfer）のみの仕組みだとした場合は、どのように反映されるのか分かりづらい。
- 持続可能な成長にかかる第 6 条第 2 項の解釈としては、まずその移転が持続可能な成長に寄与することが要件となること、また持続可能な成長とは何かという点について、従来的に気候変動枠組み条約が認める要素に加えて、そのクレジットなり移転が持続可能な成長への移行・変化に寄与すること、の 2 点があると理解できる。

#### <Round table 2>

#### 6. Marion Verles: CEO, Gold Standard

(2016年11月に Gold Standard が発表した「Sustainable Development: From Kyoto to Paris

and beyond」の内容を解説)

- **Gold Standard** として、野心的な気候変動対策のために持続可能な成長が重要であること、また持続可能な成長にとって気候変動問題が不可避な問題であると確信している。
- これまで炭素市場において持続可能な成長に重きを置かれていなかった理由として、以下の 4 つの間違った神話が存在する。1) 幅広い概念であり定義が不明確である、2) 国家の権利への干渉、3) 持続可能な成長の既定は市場メカニズムと相容れない、4) 持続可能な成長は複雑すぎて計測不可能である。
- 2) 国家の権利への干渉：**SDGs** は持続可能な成長に関して、相互理解を可能とする共通言語を提供しているのであって、各国の優先事項はボトムアップで設定される。ところで、パリ協定に批准している国々は同時に **SDGs** にも批准しているが、それぞれの交渉官は異なっている。両者を結び付けることが必要であり、お互いが対話を開始し関連する要素が理解されていくことが望まれる。
- 3) 持続可能な成長の要件設定は市場メカニズムと相容れない：市場メカニズムは単一の目的の達成にのみ有効な手法であるということが言われてきたが、それは間違いであることは歴史が証明している。**CDM** は持続可能な成長の要素を取り込まなかったことで評判を落とした過去があり、**Gold Standard** の先例とともに、後に **CDM** にもそれらの点が反映されることとなった。

#### 7. Miguel Muñoz: Head of Climate Policies, Iberdrola

- 会社として気候変動の 2°Cシナリオに沿った方針、野心的な戦略を持っている。2°Cシナリオに対する大きなギャップが存在しておりこのギャップを埋めることの重要性について、協力的アプローチ (**Cooperative approach**) の側からも強力な政策シグナルを発信すべきだと考える。
- 重要な気候変動施策の一つとして、カーボン・プライシングが挙げられる。投資家へのシグナルに加えて、ファイナンスを活用するという点でも有用である。協力的アプローチを実施していくという観点から、排出量取引のリフォーム、リンキングなどを通じてカーボン・プライシングを促進していくこともあるだろう。

#### 8. A.K. Perumal: Team Lead, Sustainable Development Mechanisms Programme (SDM), UNFCCC

- パリ協定において「Sustainable」という単語が 32 回は登場する。確かに交渉のテーブルに座る交渉官は異なっているが、相互にフォローしていないということではない。**SDGs** を各国がスムーズに承認できる理由の一つは、それが目標の設定であって、目標達成のプロセスを含んでいないからである。このように気候変動の交渉と異なる点がある。
- 第 6 条に関する最近日の交渉において、気候変動と持続可能な成長の協調の必要性と

いう前提については概ね賛成されているが、それをどのように実施、計測、評価するかといった点については意見が別れている。

- 長年に渡り CDM で培ってきた経験は無駄ではなく、それを捨て去るべきではないと思う。

#### ■ 質疑応答（敬称略）

##### <Round table 1>

Q. モデレータ：持続可能な成長はどのようにクレジット取引において考慮されると思うか？

A. Edwin Aalders：まず SDGs は各国が自らの優先事項に沿って設定できることを踏まえておくべきである。必ずしもユニット (unit) の形態をとる必要はなく、ラベリング (labeling) として SDG の認証が付与される方法も考えられるが、今後数年でテストされ検討されていくことだろう。

A. Andrei Marcu：第 6 条 2 項のメカニズムについては、単純に考えればプロジェクトが GHG 排出削減及びその他環境、社会的な面で持続可能な成長に貢献するかを考える必要がある。第 6 条 2 項については国主導の取組であるがゆえにより複雑であるが、少なくとも関連のガイドラインに準拠することが必要である。

A. David Hone：気候変動問題を持続可能な成長の一部として捉えたほうが良い。SDGs の目標 13 番が気候変動であり、第 7 番はエネルギーアクセスである。民間セクターの参画は重要であり、そのためにはシンプルであることを心がける必要がある。異なるユニットや要件設定などシステムが複雑になることで、本来の GHG 削減目標を達成できなくなることを懸念している。CDM においても改良かまどプロジェクトなどが持続可能な成長を実現している好例として存在しており、あまりシステムを複雑にすることは望ましくない。

A. Andrei Marcu：GHG 削減プロジェクトの実施においては、例えば廃棄物の埋立場におけるウェイトピッカーや鉱山の労働者などの存在を考慮して、持続可能性を含んだ社会的な承認を得ることが重要であることを、今一度指摘したい。

Q. モデレータ：持続可能な成長の要素はクレジット価格や取引にどのように影響を与えるか？

A. Edwin Aalders：クレジットは高くなることは限らない。例えば森林セクターについて言えば、森林保全や社会的な配慮などは通常業務の一部である。それは事業の成功に必要なコストである。事業の GHG 削減以外の要素について事業者を巻き込み合意を得ることが必要である。

Q. unknown (student)：現在、持続可能な成長と市場メカニズムについてどのように交渉が

進んでいるか。

A. **Andrei Marcu** : 現時点では、スコープの範囲や用語の定義などが定まっていない状況である。3月17日までに各国が意見書を提出すること、5月のSBでそれらについて検討される2点が決定された。

#### <Round table 2>

Q. モデレータ : CDM から何を引き継ぎ、何を引き継がないか？

A. **Marion Verles** : CDM は GHG 排出削減の定量化のルール構築に大きく寄与してきており、それは引き継がれるべきである。新しく持続可能な成長を取り込んだ仕組みを構築・実用化するに当たっては、2つのレベルでの検討が必要である。一つはプロジェクトレベルであり、よくデザインされ、ステークホルダーの巻き込み、リスク評価などがしっかりなされ、持続可能な成長への貢献につながる要件が整理される、などの検討が必要であり、これは容易にできることである。次に、方法論やツールのレベルで、GHG 削減及び持続可能な成長への貢献を定量化すること、表示・コミュニケーションが適切にすること、などを検討すべきである。

A. **A.K. Perumal** : まずは既存の仕組みでの経験を役立てることが有用である。既存の方法論が活用できる。第6条2項と4項の差異が不明瞭であるが、クレジットの性質の議論において、その差異は重要なポイントになるだろう。民間セクターの参加なども重要となる。

Q. モデレータ : 第6条のルールに関する当面の議論はどう進められていくか？

A. **A.K. Perumal** : 第6条4項はセントラルメカニズムの仕組みであるが、実際にどのように機能するかについて、ボトムアップとトップダウンの2種類の考え方が出ている。一つはCDMと同様に中央がクレジット発行などを行う形態、もう一つはルール原則を中央で決めるが、運営する権限を国レベルに任せる形態である。今後、妥結点について議論がなされるだろう。

(報告者 : OECC 渡邊 潤)

---

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

[http://www.mmechanisms.org/info/event/details\\_oecc\\_COP22report.html](http://www.mmechanisms.org/info/event/details_oecc_COP22report.html)